

平成 2 6 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 1 回）

氏名 金 森 陽 介	所属庁・官職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成 2 6 年 7 月 3 1 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 7 月 1 日 日本出国，トロント到着 7 月 7 日 ～ 語学研修 7 月 1 1 日 トロント大学法学部受入れ担当教授への挨拶		
キーワード欄 ・銀行口座開設，インターネット・携帯電話等の各種契約 ・総領事館への在留届提出 ・トロント大学付属語学学校にて英語講座の受講開始 ・トロント大学法学部副学部長への挨拶		

平成26年7月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介
(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 1 回)

第1 概況

1 入国手続及び生活基盤の確保



2 語学学校参加

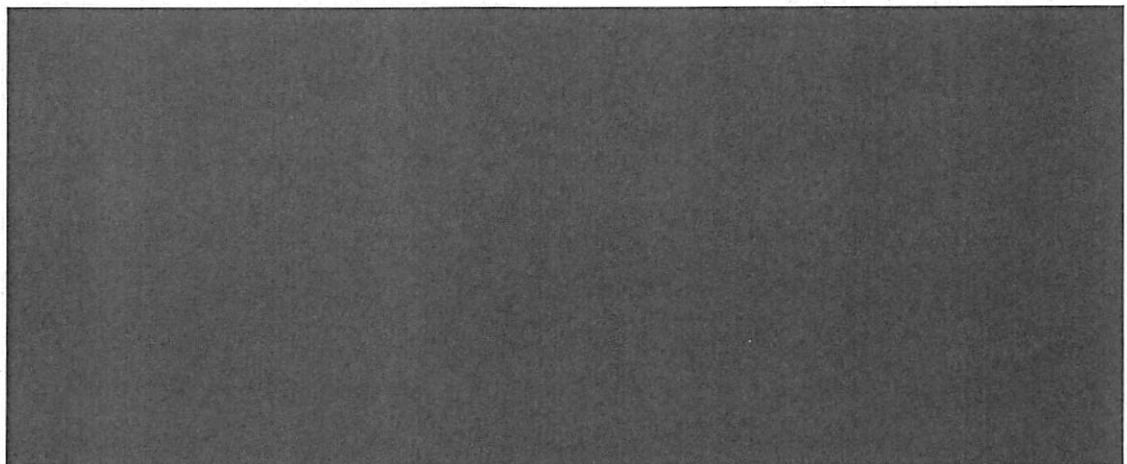
トロント大学付属語学学校の英語講座に参加しています。

3 研究の準備等

トロント大学法学部副学部長にご挨拶に伺うとともに、前任から引き継いだ実務関係者に挨拶メールを送るなどし、今後の研究の準備をしています。

第2 各項目の概要説明

1 入国手続及び生活基盤の確保



2 語学学校参加

7月7日から、トロント大学付属語学学校において、English-PLU

Sという英語講座を受講しています。同講座はスピーキング及びリスニング能力の向上を主な目的とするもので、生徒による積極的な発言が求められるため、日本での語学学校とはかなり異なる印象です。

同講座は8月1日に終了しますが、更なる語学力向上のため、同月5日から同じ講座をもう一度受講する予定です(同月29日まで)。

3 研究の準備等

トロント大学法学部の[]の職にあり、研究員の受け入れを担当していただく[]と面談しました。その際、[]から[]が刑法の研究にいらっしゃっているとの情報をいただき、後日面会させていただきました。[]は9月までトロント大学で研究をされるそうです。

聴講科目について[]に相談したところ、ContractやTortといった下級生向けのクラスではなく、上級生向けのクラスを受講した方がいいのではとのアドバイスをいただきました。もっとも、過去の研究員は何かしら下級生向けのクラスを受講しているため、この点はもう少し考えたいと思います。科目数につきましては、半期当たり1, 2科目に抑えた方がいいとのアドバイスを受けました。

その他、前任から引き継いだ実務関係者のうち日本語でのメールが可能な方にまず挨拶メールを送り、今後の研究へのご協力をお願いしました。

第3 今後の予定

8月半ばに聴講科目の登録を行います。

また、8月25日から3日間、カナダの法律構造の基本的な枠組みを理解するための短期講座(Intensive Course: Introduction to the Canadian Legal System)を受講する予定です。

以 上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏名 金 森 陽 介	所属庁・官職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成26年9月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 8月 5日～ 語学研修（第2クール） 8月25日～27日 カナダ法導入集中講義を受講 8月29日 語学研修終了 9月 4日 講義開始		
キーワード欄 ・ 語学研修終了 ・ カナダ法導入集中講義の受講 ・ 履修登録完了，講義開始		

平成26年9月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介
(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 2 回)

第1 概況

1 語学研修終了

8月5日に始まった語学研修(第2クール)が、同月29日に終了しました。

2 カナダ法導入集中講義の受講

主としてカナダ以外で法学を学んだ大学院生を対象とした集中講義(Intensive Course: Introduction to the Canadian Legal System)を受講しました(3日間)。

3 履修登録完了、講義開始

リーガルプロセス、プロフェッショナリズム及び倫理(Legal Process, Professionalism and Ethics)、フィデューシャリー(Fiduciary Law)及び契約法(Contracts Law)の3科目について履修登録が完了し、9月4日から講義が始まりました。

第2 各項目の概要説明

1 語学研修終了

7月に引き続き、8月もトロント大学附属語学学校における語学研修を受講しました。同月は多くの日本人学生が受講しますが、クラス分けテストで運よく上級クラス配属となったため、日本人が3人だけのクラスに入ることができました。

もっとも、カナダ法導入集中講義の関係で最低でも3日間は休まなければならない、履修登録や講義準備のことも考慮すると、8月の受講

は避けた方が良かったかもしれません。

2 カナダ法導入集中講義の受講

3 日間にわたり、6名の教授によるリレー講義が行われました。カナダ憲法の歴史、裁判制度、連邦制、財産法及び刑法等の基礎を紹介する導入的講義でした。当然ながら講義の大部分はケーススタディでしたが、抽象的規範（法典）から出発せずいきなりケースを検討するというスタイルは非常に新鮮でした。もっとも、法的予見可能性を確保するのはシビルローシステムに比べて難しいように感じました（財産法の教授が、法律相談における弁護士の回答はしばしば「場合による」だとおっしゃっていたのが印象的でした。）。

3 履修登録及び講義の開始

当職の研究テーマは破産法であるため、破産法及びそれに関連する法分野（トラスト及び契約法、財産法又は不法行為法）を受講しようと考えていましたが、破産法もトラストも満員であるため受講できず、受入れ担当教授と相談した結果、前記の3科目について履修登録しました（秋学期は月曜にフィデューシャリー、木曜にリーガルプロセス、プロフェッショナリズム及び倫理を受講し、冬学期は月曜から水曜に契約法を受講します。）。聴講生の履修登録は学部生及び院生の履修登録が完了した後であるため、人気のある講義について履修登録するのは困難なようです。

9月4日から講義が始まり、特にフィデューシャリーについては、未だ発展途上の分野であり、しかも教授によればカナダはかなり先進的とのことなので、興味深く聴講しています。

第3 今後の予定

カナダで弁護士をされている ████████ 様に9月中にお会いし、更なる実務家との面談や裁判傍聴を進めていく予定です。 以上

平成 2 6 年度判事補海外留学研究員報告書簡（第 3 回）

氏名 金 森 陽 介	所属庁・官職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 9 月 2 4 日 弁護士の [REDACTED] と面談 1 0 月 6 日 鬼丸最高裁判事とトロント大学法学部教授らとの会談に同席		
キーワード欄 ・ 講義 ・ 弁護士との面談 ・ 鬼丸最高裁判事とトロント大学法学部教授らとの会談に同席		

平成26年10月14日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介

(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 3 回)

第1 概況

1 講義

フィデューシャリー (Fiduciary) とリーガルプロセス (Legal Process) を受講しています。

2 弁護士との面談

オンタリオ州で弁護士をされている [REDACTED] さんと面談しました。

3 鬼丸最高裁判事とトロント大学教授らとの会談に同席

鬼丸最高裁判事がトロント大学を訪問され、法学部教授や裁判官と意見交換をされた会談に同席させていただきました。

第2 各項目の概要説明

1 講義

(1) フィデューシャリー

フィデューシャリーとは、受託者など、他者の利益のために行動すべき義務を負う者を意味します。もともとは信託法において誕生した概念ですが、現在は信託より広い範囲に適用されており、裁判例においては、患者に対する医師、子に対する親、会社に対する取締役などがフィデューシャリーとされています。

制定法がない分野ですので、講義はケーススタディを中心に進められています。教授は、いくつかのケースを紹介され、裁判所がこの概念を濫用する傾向にあるとの懸念を示されていました。フィデ

ューシャリーによる義務違反を認定できれば擬制信託 (constructive trust) という法律効果を発生させることができるため、その法律効果の発生を狙って強引に当事者間のフィデューシャリー関係を認定しているのでは、との問題意識でした。

特定の法律効果の発生に目を奪われるあまり法律要件の検討がおろそかになるというのは、日本の実務家も陥りやすい過ちかと思っています。判例の読み方の勉強にもなりますので、興味深く聴講しています。

(2) リーガルプロセス

過去の研究員の報告によれば、民事訴訟手続を中心とした比較の実務的な講義とのことでしたが、今年は教授が変わったためか、やや理論的・学術的な講義になっています。民事手続、刑事手続及び行政手続につき、それぞれの性質、法源、原則、役割分担などが議論されており、日本でいうと憲法学における統治機構の議論に近い印象です。

フィデューシャリーと異なり教科書がなく、講義資料も古いものが多いため読解にやや苦勞していますが、分からないところは教授に聞くなどし、引き続き聴講していこうと思います。

2 [REDACTED]との面談

歴代の研究員がお世話になっている [REDACTED]

[REDACTED]と面談しました。 [REDACTED]

[REDACTED] 言語を気にされていたわけではないとのことでした、多民族国家において法的サービスを充実させることの難しさを実感しました。

3 鬼丸最高裁判事とトロント大学法学部教授らとの会談

10月6日、鬼丸最高裁判事がトロント大学を訪問され、法学部教授らと意見交換された際、受入れ担当教授の[]からお誘いをいただき、同席させていただきました。日本側からは鬼丸判事及び澤村智子判事（盛岡地裁）が、トロント大学側からは[]、[]、[]（財産法）及びオンタリオ州上位裁判所の[]が出席されました。意見交換のテーマは多文化主義と司法（特に法曹養成）でしたが、裁判所の効率的な事件処理や連邦制における最高裁の役割等についても意見交換がされ、非常に興味深い内容でした。

第3 今後の予定

オンタリオ州上位裁判所にて[]
[]氏及び[]氏に連絡をしたところ、当職の研究にご協力いただけるとのことでしたので、日程を調整して訪問しようと考えています。また、トロント大学で破産法を専門にされている[]にも連絡をとり、今後の研究にご協力いただけることのお言葉をいただきました。破産法をひとつとおり勉強した後、面談をお願いしようと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏名 金 森 陽 介	所 属 庁 ・ 官 職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成26年11月12日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 10月17日 州裁判所裁判官と面談 同月22日 州上位裁判所にてMotion期日の傍聴，補助裁判官（Master）との面談 同月23日 州裁判所にてCommunity Youth Courtの傍聴		
キーワード欄 ・ 講義 ・ 裁判官及び補助裁判官との面談 ・ 法廷傍聴		

平成26年11月12日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介

(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 3 回)

第1 概況

1 講義

引き続き、フィデューシャリー (Fiduciary) とリーガルプロセス (Legal Process) を受講しています。

2 州裁判所裁判官との面談及びCommunity Youth Courtの傍聴

オンタリオ州裁判所 (Ontario Court of Justice) にて家事・少年事件を担当されている [REDACTED] 及び [REDACTED]

[REDACTED] と面談し、Community Youth Courtを傍聴しました。

3 州上位裁判所の補助裁判官との面談、Motion期日の傍聴

州上位裁判所 (Superior Court of Justice) で [REDACTED]

[REDACTED] 氏と面談し、Motion期日を傍聴しました。

第2 各項目の概要説明

1 講義

(1) フィデューシャリー

ケーススタディを基礎に、いかなる場合にフィデューシャリー関係が認められるべきかという議論が進められています。従前の学説では、責任の引受け (undertaking) や一方当事者の他方当事者に対する脆弱性 (vulnerability) などがフィデューシャリー関係の必要条件として主張されてきたものの、いずれも全てのケースを説明することはできず、結局のところ、一方の他方に対する合理的依

存関係を保護することによって社会的・経済的发展を支えるという
フィデューシャリー法の機能を念頭に、個別のケースにおいてフィ
デューシャリー関係の有無を判断するほかないという結論のよう
です。フィデューシャリー法は一般的なコモンローでは妥当な結論
を導けない場合に適用される救済法であり、厳格に定義してその柔
軟性を失わせることはかえって不適切とのことでした。

日本法における信義則のような一般条項として位置づけられる
概念かと思いますが、柔軟性を担保する必要性は理解できるものの、
類型化を図るなどしてもう少し明確性を高めなければ予測可能性
が害されるように感じました。

(2) リーガルプロセス

ルールを作るのは誰かというテーマのもと、立法府と裁判所の関
係が議論されています。日本では最高裁判所の違憲審査権を論じる
文脈で両者の関係が問題になりますが、コモンローのもとでは裁判
所が先例法を形成できるため、制定法の立法権を持つ立法府との関
係がよりシビアになるようです。

2 州裁判所裁判官との面談及びCommunity Youth Courtの傍聴

オンタリオ州裁判所 (Ontario Court of Justice) にて家事・少
年事件を担当されている [] 及び []
と面談し、家事・少年事件についての意見交換を行いました。
また、[] からは、11月下旬の大野健太郎局付の
ご出張につき、必要な協力をするとのことをお言葉をいただきました。

後日、[] からお誘いをいただき、Community Y
outh Court (少年を対象とするメンタルヘルスコート) を傍聴しまし
た。複数の少年及び保護者を同時に法廷に入れ、審理中も特に退廷さ
せないという扱いには少し驚きましたが、対象事件数が多いのでやむ

を得ないのかもしれませんが。この手続では、検察官及び弁護人が非常に協力的で、事件数が多いにもかかわらず、ほぼ予定時間内にすべての事件が終了しました。

3 州上位裁判所の補助裁判官との面談、Motion期日の傍聴

州上位裁判所 (Superior Court of Justice) で [REDACTED] 氏と面談し、Motion期日を傍聴しました。Motion期日は午前中に10件程度が指定されており（全件午前10時指定）、各種期限の延長や担保不提供を理由とする訴え却下等を求めるMotionが提起されていました。日本とは異なり、口頭での審理が中心となるため、申立人及び相手方ともに補助裁判官の面前で主張を行い、必要な法令や先例も指摘した上、補助裁判官とも率直に議論していたのが印象的でした。簡単な事案は数分で終了しましたが、担保不提供を理由とする訴え却下を求めるMotionについては、原告側が本人訴訟であったためか、Motionとは関係のない本案上の主張をしたり、相手方に送達していない証拠に基づいた主張するなどしたため、審理に時間を要しました。口頭審理では予想していない争点が急に出現することも珍しくはないため、裁判所による適切な訴訟指揮と争点整理が必要になると感じました。

[REDACTED] 氏との面談はMotion期日の休憩時間の10分程度であったため、次の機会に詳しいお話を伺おうと思います。

第3 今後の予定

11月14日、アジア系法律関係者が集まる昼食会に参加し、元州裁判所裁判官の [REDACTED] 氏とお会いします。また、月末には大野健太郎局付（家庭局）の短期出張に同行する予定です。

以上

平成26年度判事補海外留學研究員報告書簡（第5回）

氏名	所属庁・官職	派遣先
金 森 陽 介	横浜地裁小田原支部 判事補	カナダ（トロント）
提出書面		
平成２６年１２月１５日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙）		
１１月２６日 ～２８日	短期出張調査に同行	
１２月 ２日	大学講義（秋学期）の終了	
１２月１１日	裁判傍聴	
キーワード欄		
・ 大学講義（秋学期）終了 ・ 短期出張調査に同行 ・ 裁判傍聴		

平成26年12月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介

(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 3 回)

第1 概況

1 講義（秋学期）の終了

フィデューシャリー（Fiduciary）とリーガルプロセス（Legal Process）を受講が終了しました。

2 短期出張調査に同行

家庭局の大野局付及び蔵係長による、ハーグ条約の下での子の返還手続に関する短期出張調査に同行しました。

3 裁判傍聴

オンタリオ州上裁判所（Superior Court of Justice）にて、民事訴訟のトライアル（Trial）期日を傍聴しました。

第2 各項目の概要説明

1 講義（秋学期）の終了

フィデューシャリー（Fiduciary）とリーガルプロセス（Legal Process）の受講が終了しました。わずか二講義の受講でしたが、コモンロー法体系のもとケーススタディが中心となるため、読むべき資料の量が多く、予習・復習には予想以上に時間がかかりました。多くの分野において成文法がないため、慣れるまではかなり戸惑いでしたが、その分ケーススタディは洗練されており、ロースクールの学生であっても個別具体的事案から抽象的ルールを抽出する能力はかなり高く、裁判傍聴において裁判官と弁護士がケースローに関する議論を難なく交わす姿がしばしば見受けられるのも、こうした背景があつてのこ

とではないかと感じました。

もつとも、フィデューシャリーの担当教授いわく、ケーススタディが不十分な弁護士も多数いるとのことで、法曹養成の方法はカナダにおいても大きな問題になっているようです。

2 短期出張調査に同行

最高裁判所家庭局の大野健太郎局付及び蔵慎之介係長による短期出張調査に同行させていただきました。ハーグ条約の下での子の返還手続に関する制度及び運用等を調査対象とするもので、3名の裁判官及び3名の弁護士の方からお話を伺うことができました。

子の返還に関する裁判手続は迅速に行わなければならないという点では認識はほぼ一致しており、裁判官も弁護士も他の仕事に優先させてハーグ案件を処理するようですが、具体的運用面は必ずしも統一されてはいないようです。たとえば、アンダーテイキングに関し、ある裁判官はこれを積極的に利用すると述べられましたが、他の裁判官は、法的執行力の点で問題があるため利用には慎重になるとコメントされました。弁護士がアンダーテイキングの履行を保証しているような事案であれば後者の裁判官もその利用を否定することはしないと思われるため、両者の差異はそれほど大きくないのかもしれませんが、いずれにせよ、手続の詳細が規則等で定められているわけではないので、それぞれの裁判官が条約の目的を踏まえながら個別事案における具体的進行を考えているようです。

3 裁判傍聴

民事裁判のトライアル期日を傍聴しました。賃貸人が、賃借人である会社に対し建物の明渡しを求めるとともに、その代表者に対して保証債務の履行として未払賃料相当額の支払いを求めている事案でした。証拠調べは既に終了していたため、冒頭から原告側の最終弁論(c

losing argument) が始まり、原告側弁護士がおおよそ1時間にわたって主張を展開しました。相当時間がケースローの紹介に割かれていましたが、途中で裁判官が「それは事案が違う。」と言って介入したのに驚きました。

被告側は本人訴訟だったため、最終弁論があまり法的に整理されていませんでしたが、裁判官が途中途中で釈明を求め、主張内容を明確にしていました。被告は、建物の明渡し自体はそれほど争わず、代表者の保証債務について署名の効力や訴権濫用を理由に強く争っており、新しい証拠を提出したいとの主張もしましたが、記録を精査した結果、既にその証拠は提出されていることが分かり、トライアルは終結となりました。

おおよそ2時間半程度の期日でしたが、最終弁論のおおまかな進行が理解できたので、今後これを前提に裁判官に対して運用面の質問を試みたいと思います。

第3 今後の予定

歴代の研究員がお世話になっている[REDACTED]と面談する予定です。また、大学の休講期間を利用して、裁判傍聴を続けたいと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏名 金 森 陽 介	所属庁・官職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成27年1月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 1月 5日 大学講義（冬学期）の開講 1月15日 Motion事件の記録閲覧 1月16日 Motion事件の期日傍聴		
キーワード欄 ・ 大学講義（冬学期）開講 ・ 裁判傍聴		

平成27年1月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介
(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 6 回)

第1 概況

1 講義（冬学期）の開講

契約法（Contract Law）を受講しています。

2 裁判傍聴

オンタリオ州上裁判所（Superior Court of Justice）にて，Motion期日の記録を閲覧した上，期日を傍聴しました。

第2 各項目の概要説明

1 講義（冬学期）の開講

冬学期は契約法（Contract Law）のみの受講としています。1年生向けの必修科目であるためか，講義のスピードは比較的ゆっくりで，週3コマの講義ながら予習復習にそれほどの苦労はありません。

最初のテーマは「契約の成立」で，契約の成否が争われたケースを読み込み，契約の成否に関するルールを抽出するというコモンロースタイルの講義が行われています。申込み（offer）と承諾（acceptance）という概念や，新たな条件を付した承諾の取扱いなど，日本でも議論されるテーマが多く，理解しやすい内容です。もっとも，こちらでは，見積書と発注書に売主と買主が独自の契約条項を書き込んでやり取りするという「契約書の応酬」がしばしば見られ，その際に契約の内容（どの条項が契約の内容を構成するのか）が争われることが多いようで，その点は少し日本と状況が違っているように感じました。この点に関して教授が，「契約内容を考えるに当たっては当事者が何を合意

したかを考えなければならないが、契約書の応酬が行われる場合においては、実は当事者も合意内容を明確にすることを避けている。自分に有利な契約条項を前面に押し出すとビジネスチャンスを失うリスクがあるため、あえてその点は明確に合意しないまま取引に入ることが多い。この場合、裁判所が行っているのは、実のところ意思解釈ではなく、妥当な契約内容の創造である。」とおっしゃっていたのが印象的でした。

2 Motion事件の記録閲覧・期日傍聴

1月15日、上位裁判所で [REDACTED] 氏にお願いして、Motion事件の記録を閲覧させてもらい、翌日（16日）にその期日を傍聴しました。

(1) 記録閲覧

1月16日に予定されていた期日は17件で、すべて午前10時指定でした。本案の内容としては交通事故事件が多いものの、Motionの内容は様々で、所在不明の被告に対する特殊送達 of 許可を求めるもの、送達期限の延長を求めるもの、当事者の追加を求めるもの、警察の保有する事故記録の閲覧許可を求めるもの、ディスカバリー（証拠開示）手続において約束した証拠開示の履行命令を求めるもの等があり、当然ながら記録の分量は様々です。

事件がプレトリアルに付されるまでは1つの事件に1人の裁判官（又はMaster）が割り当てられることがなく、Motionが起こされるたびに持ち回りで担当者が決まるため、Masterは基本的に事件の内容を知らず、しかも記録がMasterの手元に上がってくるのは期日前日であるため、記録読みはかなり大変なようです。時間がない時に記録のどの部分を重点的に読むのかを尋ねたところ、①まずMotionの告知書（Notice of Motion）を読んでどのような命令・許

可を求めているのかを把握し、その後、事実経過書 (Factum) を読んでこれまでの手続の概要を理解する、②専ら法律問題が争われている事案であれば、宣誓供述書 (affidavit) はあまり読まず、それよりも上位の裁判所の先例がないかを調べる、③事実認定の問題がありそうなときは、宣誓供述書も読み、大まかな信用性判断ができるようにしておく、との説明を受けました。

なお、相手方当事者がMotionに反対しているかどうかの情報がMotionを起こした側の当事者から送られてくることになっているため、記録を読む際に、何が争点となるかは予測できるそうです。

(2) 期日傍聴

争いのない事案については、Motionを起こした側の当事者から少し話を聞く程度で審理が終わり、決定 (order) を出すまでに5分程度しかかかりませんが、争いのある事案では双方当事者の陳述が長くなるため、場合によっては1時間近くを要します。通常は、当事者に順番に陳述させるようですが、

。この日の期日は争いのある事件が少し多かったため、最終的に終了したのは午後1時頃でした。

第3 今後の予定

歴代の研究員がお世話になっていると面談する予定です。2月には、東京高裁会計課の坪谷和伸課長補佐及び東京地裁の有田浩規裁判官の短期出張調査に同行します。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名 金 森 陽 介	所 属 庁 ・ 官 職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成27年2月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 2月 7日 東京高裁会計課の坪谷和伸課長補佐による短期出張調査に同行（～12日）		
キーワード欄 ・ 大学講義 ・ 短期出張調査同行		

平成27年2月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金 森 陽 介

(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 7 回)

第1 概況

1 講義（冬学期）の受講

引き続き、契約法（Contract Law）を受講しています。

2 短期出張調査に同行

東京高裁会計課の坪谷課長補佐による、裁判所予算をテーマとした短期出張調査に同行しました。

第2 各項目の概要説明

1 講義（冬学期）の開講

前回報告書簡で報告させていただいた「契約の成立」に続き、「契約の拘束力」に関する講義が行われています。詐欺や無権代理など、契約の拘束力が否定される事案をケーススタディに基づいて類型化していくのが主な講義内容です。特に面白いと感じたのは、既に日本でも多数の学者によって紹介されているconsideration（約因）という概念でした。契約における「対価」に近い概念で、一方当事者のみが負担を負い、他方当事者が負担を負わない内容の契約は、約因を欠くものとしてその拘束力が否定されます。もっとも、日本でいう片務契約の拘束力がすべて否定されるというわけではなく、当事者が負担する義務はわずかなものであってもよいとされ、対価的均衡が求められているわけでもありません。

学生たちは、わずかな負担で足りるとしながら約因がないとして契約の拘束力を否定する裁判例が多数あることに納得できなかったよ

うで、裁判例のケースを少し修正しつつ「この場合はどうなりますか」と教授に質問する学生が多数いました。教授はそれぞれの質問に丁寧に回答しつつ、まとめの段階では、「裁判所は契約当事者のやり取りだけを見ているのではなく、社会的要請にも着目している。具体的事案で問題となっている契約が社会的需要の高いものであれば、たとえ一見すると約因が存在しない場合でも、何らかのかたちでそれを見つけようと努めている」とおっしゃっていました。社会的利益・正当性に着目する点では、日本での暴利行為論に近いものと感じられ、その範囲では日本でも参考にできるのではと感じました。

2 短期出張調査に同行

(1) 州裁判所 (Ontario Court of Justice) の庁舎 (Old City Hall)

見学

オンタリオ州法務省で [REDACTED] 氏に、庁舎を案内していただきました。オンタリオ州では、日本と異なり、裁判所の管理・運営は基本的に法務省の責任で、裁判所の建物の建築・修理や備品管理等はすべて法務省予算でまかなわれ、書記官 (Court clerk) をはじめとする裁判所職員もすべて法務省の職員ということです。

Old City Hallは刑事事件のみを扱う裁判所ですが、連邦法及び州法のいずれについても取り扱うため、州の検察官事務所と連邦の検察官事務所が別に設けられていました。この点に関する予算配賦がどのように行われているのかを確認すると、「建物自体はトロント市が所有していて、州と連邦がそれぞれ別個に賃料を支払っている」とのことでした。裁判所建物内に検察官事務所が存在することについては、裁判所の管理が法務省によって行われていることに照らせばさほど不思議ではありませんが、連邦を含めて省庁間の連携

は日本よりも良好と思われました。

(2) 裁判所予算に関するプレゼン

上位裁判所 (Superior Court of Ontario) の建物内で、法務省の裁判サービス部門 (Court Service Division) で [REDACTED] [REDACTED] さんから裁判所予算に関するプレゼンをしていただきました。備品・消耗品の調達におけるコスト削減の工夫としては、オンタリオ州の全省庁が使用できる Vendors of Record というものがあるそうです。これは、各販売業者による「この品物はオンタリオ州省庁に対してはいくらで売る、一定数以上であればいくらの割引をする」との申込みを記載したリストで、価格は基本的に 5 年間据え置かれます。1 つの品物 (たとえば黒のボールペン) について複数の選択肢があり得る (たとえば、業者 A はにじみにくさを売りにしたペン、業者 B は長持ちを強調したペンなど) ため、その時々必要性に応じた調達ができ、また調達の都度入札を行う必要がないため、一定の合理性のある方法だと感じました。

第 3 今後の予定

東京地裁の有田浩規裁判官の短期出張調査に同行します。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏名 金 森 陽 介	所属庁・官職 横浜地裁小田原支部 判事補	派遣先 カナダ（トロント）
提出書面 平成27年3月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（詳細は別紙） 2月16日 東京地方裁判所の有田裁判官による短期出張調査に同行（～20日）		
キーワード欄 ・ 大学講義 ・ 短期出張調査同行		

平成27年3月8日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

横浜地裁小田原支部 金森 陽 介

(在カナダ・トロント大学)

留 学 報 告 (第 8 回)

第1 概況

1 講義（冬学期）の受講

引き続き、契約法（Contract Law）を受講しています。

2 短期出張調査に同行

東京地方裁判所の有田裁判官による、「プリトライアル段階における当事者と裁判所の役割の実情調査」をテーマとした短期出張調査に同行しました。

第2 各項目の概要説明

1 講義（冬学期）の受講

契約の拘束力に続き契約違反の効果論を学び、第三者のためにする契約まで進んでいます。イギリスにおけるコモンロー裁判所とエクイティ裁判所の峻別の結果、契約違反に対する救済は原則として金銭賠償であり、特定履行を求められるのは限られた場面とされていますが、今日では特定履行を求められる場面が徐々に拡大しているようです。

第三者のためにする契約は、日本ではあまり大きな争点になりませんが、契約の拘束力の根拠としてconsiderationを要求するカナダ法では、それを提供しない第三者は原則として原告適格を有しないとされているため、当該第三者を救済する方法が大きな問題になります。代理構成や信託構成など、様々な構成が過去の裁判例でも模索されていますが、それぞれに問題があり、第三者救済のためのルール作りはなかなか難しいようです。

興味深いのは、「金銭賠償が原則で、特定履行を求められるのは限られた場面である」、「契約当事者でない第三者は原則として原告適格を有しない」といった原則自体は、多くの人がそれに疑問を持つに至っているにもかかわらず、依然として維持されているという点です。先例が法となるコモンローの世界では、簡単に先例を変えるわけにはいかず、しかも歴史的に「大原則」と考えられてきたルールならばなおさらだと思います。もっとも、ルール自体は変えずとも当てはめのレベルで新しい判断が出てきていることは間違いなく、時代とともに時間をかけて法は変わっていくのだろうと感じました。

2 短期出張調査に同行

(1) 弁護士との面談

民事訴訟を広く扱われる[REDACTED]（2月17日）、主として商事事件を扱われる[REDACTED]ほか2名（同月18日）及びトロント市役所民事訴訟部に勤務されている[REDACTED]（同日）と面談し、プレトリアルの実務等についてお話を伺いました。

オンタリオ州で「プレトリアル」という場合、厳密には、事件がトライアルに付されることが決まった後に行うトライアル準備期日（通常は一期日のみ）を指します。[REDACTED]によれば、当初は純粋なトライアル準備の場として機能していた（証人尋問の人数や時間を決めたり、トライアルに足りないものを裁判官が指摘してトライアル期日までに補充させるなど。）ものの、その後徐々に和解の場としても機能するようになったとのこと。現在では、事件の結論について初めて裁判官の心証を聞ける可能性がある期日として、弁護士から重視されています。プレトリアルを担当する裁判官は原則としてトライアルを担当しないため、弁護士として

は、自分の弱い部分を正直に認めてプレトリアル裁判官と和解協議ができるとのことでした。

日本でいう争点整理手続として機能する手続には、プレトリアルのほか、ケースマネジメントと呼ばれる手続があります。オンタリオ州では、事件の進行は原則として当事者の責任とされていますが、ケースマネジメントに付されると、一人の裁判官が事件の進行についてタイムスケジュールを設定し、ディスカバリーの段階から訴訟進行を管理することができます。一般民事ではほとんど使われないようですが、Commercial Listに載る商事事件では全件がケースマネジメントに付されます。[redacted]らによれば、裁判官が関与することで手続面での権利濫用が予防でき、訴訟の円滑な進行が可能になるとのことです（この手続では、Communication（コミュニケーション）、Cooperation（協力）、Common Sense（常識）の3Cが重要とのこと。）。

(2) プレトリアル期日傍聴・裁判官との面談

上位裁判所裁判官の[redacted]氏と面談してお話を伺うとともに同裁判官のプレトリアルを傍聴し（2月19日）、同じく上位裁判所で[redacted]氏と面談しました（同月20日）。

[redacted]によれば、プレトリアル期日の進め方は裁判官によって個性があるものの、同裁判官は、最初に両当事者の前でプレトリアル期日の目的・性格について説明し、その後、両当事者別々に話をするスタイルをとられているとのこと。当事者と話をされる際には、何が中心的争点かを確認した上、当該当事者の主張の弱い点、証拠の薄い点、当事者が拠って立つ先例との相違点等を丁寧に指摘され、トライアルでのリスクを説明されていました。

████████████████████
████████████████████
████████████████████
████████████████████
████████████████████
████████████████████
████████████████████

████████████████████は建築訴訟を専門に担当されていますが、建築訴訟ではプレトリアル裁判官がトライアルを担当することになっているため、プレトリアルで和解協議はできず、和解協議を行う場合は別の裁判官又は補助裁判官が担当するとのことでした。そのため、プレトリアルの主目的は争点と証拠の整理になりますが、同氏いわく、プレトリアル前に当事者が提出しなければならない書面としてオンタリオ州が規則上定めているフォームは、当事者に事件内容についての再考を促すものになっておらず、争点整理に役立たない（結局は当初の訴状と答弁書の繰り返しになりがち）ため、独自のフォームを作成しているとのことでした。それを当事者に記入・提出させることで、トライアルで解決すべき真の争点があるのかを考えさせるのが目的のようです（質問項目には、「この事案の争点は何ですか？複数ある場合は、どの争点が最も事案の解決を妨げていますか？また、それはなぜですか？」等があります。）。

お二人とも、和解や争点整理に向けてそれぞれ非常に工夫されており、勉強になりました。

第3 今後の予定

引き続き大学での講義を受講するとともに、法廷傍聴を行います。

以上